特 別 支 援 教 育 第173号

-幼稚園,小学校,中学校,特別支援学校対象-平成25年10月発行

特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び 共同学習の円滑な進め方

障害のある子どもと障害のない子どもが一 緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じ て豊かな人間性を育むことを目的とする交流 の側面と、教科等のねらいの達成を目的とす る共同学習の側面がある。「交流及び共同学 習」とは、このように両方の側面が一体とし てあることをより明確に表したものである。

交流及び共同学習には、小・中学校と特別 支援学校との間で実施するものや、小・中学 校の特別支援学級に在籍する児童生徒が通常 の学級で活動を共にするものなどがある。こ れらの活動は、障害のあるなしにかかわらず、 同じ社会に生きる人間として, お互いを正し く理解し、共に助け合い、支え合って生きて いくことの大切さを学ぶ大事なものである。

そこで本稿では、特別支援学級と通常の学 級(交流学級)との交流及び共同学習に焦点 を当て,これを円滑に進めるために,特別支

援学級担任として考慮しておくべき基本的な 内容について述べる。

1 連携体制の確立と推進に向けて

(1) 校内支援体制に関する確認

まず, 自校がもつ支援体制に関するポ テンシャルを把握する必要がある。校内 委員会の運営状況,交流及び共同学習の 状況, 教職員の勤務年数や専門性, 地域 との連携状況など様々な角度から分析す る。つまり、学校組織マネジメントの視 点で捉えることで自校の強みや弱みを知 ることができる。

特別支援教育に関する校内支援体制の 状況については,表1を参考にして,管 理職及び特別支援教育コーディネーター と確認するとよい。

表1 校内体制の状況確認項目(平成19年4月1日付け19文科初第125号の通知を参考にして作成)

- □ 校内委員会は、学校規模や教職員の人数を考慮した適切な規模、内容となっているか。また、 ケース会議も含めて臨機応変に開催できるシステムとなっているか。
- □ 保護者との連携の下、特別な支援を必要としている対象の児童生徒だけでなく、全校児童生徒を 視野に入れて実態把握を行っているか
- □ 特別支援教育コーディネーターが校務分掌上に位置付けられ、校内委員会と校長・特別支援教育 コーディネーターとの関係が明確な中でコーディネーターの活動がスムーズに行えるようになって
- 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」が作成されているか。
- □ 教員が専門性を高めるための研修の機会が設けられているか。

表2 連携の進め方に関する視点(例)

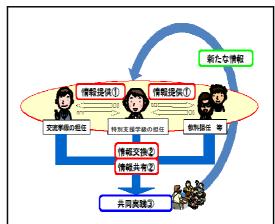
	特別支援学級の担	任が交流学級の担任や教科等担任に対し	て 特別支援学級の児童生			
	徒の特性等についての情報を提供すること。					
	たの付任事に JV・C		/d =			
情報提供	11.5 · E _ C	どのようなことを	何で			
	 連絡会 	特別支援学級の児童生徒の特性	個別の指導計画			
	 職員朝会 等 	・ 特別支援学級で行う指導方法 等	・ 学級の時間割 等			
	1000	10,000 1,000	7			
	特別支援学級及び	交流学級における指導計画や指導方法な	:どについて,情報を交換す			
情報交換	ること。					
	いつ・どこで	どのようなことを	何で			
	 授業準備 	・ 交流学級での学習の様子や関わり方	• 月,週行事計画			
	学年会	教科等の学習内容や指導方法	• 教科等指導計画			
	• 教科等部会 等	・ 有効な教材・教具 等	· 教材・教具 · 連絡帳 等			
	関係する教職員が	,情報交換によって知り得た情報のうち	, 指導内容や指導方法, 教			
	材・教具等について準備を行い、行動実践できるように情報を共有すること。					
情報共有	いつ・どこで	どのようなことを	何で			
IF TK 75 TH	 連絡会 	共同実践に係る児童生徒の特性	個別の指導計画			
	授業準備	実際の指導方法	• 学習指導案			
	· 学年会 等	・ 教材・教具の使い方 等	・ 教材・教具 等			
	関係する教職員が、学習の際に共有した情報を基に共同実践すること。					
共同実践	いつ・どこで	どのようなことを	何で			
	・ 各学習の場	ティーム・ティーチングによる指導と役割分担役割分担による授業の準備等	・ 学習指導案・ 教材・教具 等			

また、連携の進め方については、交流 及び共同学習に関するこれまでの取組を 基盤にし、「いつ・どこで、どのような ことを、何で」連携するのかを明確にし て進める必要がある。そのための視点の 例として表2を示す。これらの視点に基 づく校内委員会やケース会議、その他、 必要に応じた機会が年間計画に確保され ているか、又は確保することが可能かを 確認する必要がある。

(2) 教職員との連携の方法に関する確認 新学期が始まると、特別支援学級担任 はできるだけ早く特別支援教育コーディ ネーターと連携して、具体的な支援に関 する取組を起こすことが大事である。

具体的には、**図1**のように情報提供や情報交換が大切であるが、関係する教職員と頻繁に連携を取り合うことは難しいのが現状である。

そこで,通常行われる連携をより簡易 に,より充実した内容のものにするため に,付箋やメモ書を利用して職員室の所 定の場所で行う情報提供や,職員が共同で使える連携のための時間割黒板の利用など,対象となる児童生徒の様子を共有する工夫が必要である。ただし,これらには個人情報が含まれるため,情報の管理について十分に配慮する必要がある。



- ① 授業前に、特別支援学級の担任と 関係する教職員で情報提供をし合う。
- ② 共同実践のために、授業前・授業中・授業後に、関係する教職員間での情報提供において知り得た情報を共通理解して情報共有を図る。
- ③ 授業前・授業中に、授業に必要な 教材・教具を分担して作成したり、 授業の際に、ティーム・ティーチン グによる指導を行ったりするなどの 共同実践を行う。

図1 共同で授業を実施するまでの進め方

また,支援の内容や方法について定期 的に評価し合い,関係者(教職員,支援 対象の児童生徒の保護者,連携機関の関 係者等)に情報を提供することも,今後 の交流及び共同学習を充実させる上で大 切なことである。

(3) 保護者との連携に関する確認

保護者との信頼関係を構築するためには、早めの連絡、相談、確認が必要である。その子どものために何ができるのか、どうすれば心地よい学校生活を送ることができるのかを念頭に、丁寧な対応を心掛けることが大事である。

特に、初めて我が子を小学校、中学校 へ入学させる保護者は、学校に関する様 様な情報をもっていても不安でいっぱい である。そこで、学校生活についてでき るだけ詳しく内容を説明し、具体的なイ メージをもってもらうことが大切である。

また,これまで特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対しても同様に,今まで培ってきた学校との信頼関係を大切にして,今後の連携について再度細かく確認することが,交流及び共同学習を円滑に進める上でも大切である。

表3は、新年度が始まる前に保護者と確認しておきたい必要最小限の項目例である。児童生徒の学校生活上の配慮点や健康状態等について確認するだけでなく、交流及び共同学習や各種行事に対する保護者の希望や期待感なども確認したい。大事なことは、年度が替わった際、これらの内容を確実に引き継いで実施できるように、常に全校体制で臨むことである。

表3 保護者との確認項目(例)

健康状態,生育歴,連携関係機関等について □ 学校生活上の配慮点について(運動制限,薬の服 用,パニックへの対応,排便排尿の仕方等) □ 家庭での状況について(得意なこと,興味関心の 生 あること等) 対 □ 学校や担任に対する希望や要望について て □ 登下校について(送迎の有無,時間,方法等) □ 行事等への参加について(入学式への参加の方法 □ 前年度までの引継ぎ事項について 校 □ 最近の健康状態について(食欲、排便、睡眠リズ 生 に □ 始業式への参加について(昨年度の状況や方法, 対 当日の持ち物等) 1.

(4) 外部機関との連携に関する確認

「移行支援シート」や「相談支援ファイル」,「個別の教育支援計画」など,様々な引継ぎ資料や保護者から得た情報を基に,児童生徒が利用している外部機関との連携を図ることも大切である。

□ 登下校について(送迎の有無,時間,方法等)

例えば、保護者の了解を得た上で学校で使用している「連絡ノート」や「個別の指導計画」を学校での様子を知る情報として関係機関に提供し、関係機関で過ごしている様子を提供してもらうことも考えられる。対象児童生徒の学校外における集団内での様子は、交流及び共同学習を進める上での有益な情報として活用することができるからである。

2 交流及び共同学習の時間設定

特別支援学級の教育課程は、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成されるが、児童生徒の実態に応じて、特に必要がある場合は特別支援学校の学習指導要領を参考にして特別の教育課程によることができる

とされている。

交流及び共同学習は以上のことを踏まえ、 当該児童生徒の集団参加や対人関係、教科 の内容の習得等の状況を十分考慮し、適切 なねらいを設定して時間数や教科を決める ことが大事である。特別教室等の割当て調 整も考慮すべき点であるため、教務主任と の連携も欠かせない。

大事なことは、特別支援学級の担任は児童生徒の実態を的確に把握し、特別支援学級又は交流学級で学ぶそれぞれのよさを十分に吟味しながら、意図的・計画的に交流及び共同学習を進めるということである。交流学級の授業等に多く参加させることと、交流及び共同学習を積極的に実施することとは同じ意味ではないことに留意したい。

具体的な時間割については表4,5を例として示す。表4,5の網掛け部分のように,交流及び共同学習の活動場所については,知的障害の有無,障害の特性に応じて配慮する必要がある。表6の活動内容や方法についても,時間割と同様,一律に実施するのではなく児童生徒の実態に応じて設定する必要がある。

表 4 知的障害のない児童生徒の特別支援 学級時間割(例)

•	400 - 3 1-3	H. (1/1/			
	月	火	水	木	金
	朝の沿	5動(朝の	会,朝読書	片,係活動	等)
活動場所	特学	交流	特学	交流	特学
1	国語	算数	国語	算数	国語
活動場所	特学	特学	特学	特学	特学
2	算数	国語	体育	国語	算数
活動場所	特学	特学	交流	特学	特学
3	理科	自立	家庭	自立	図工
活動場所	交流	特学	交流	特学	交流
4	理科	音楽	家庭	社会	図工
活動場所	交流	交流	交流	特学	交流
			給 食		
活動場所			交 流		
5	道徳	社会	算数	総合	体育
活動場所	交流	交流	特学	交流	交流
6		国語	外国語	総合	特別活動
活動場所		特学	交流	交流	交流
	帰りの活動 (帰りの会)				
活動場所	特学	交流	特学	交流	特学

表 5 知的障害のある児童生徒の特別支援 学級時間割(例)

		3) (1237			
	月	火	水	木	金
	朝の活	動(朝の	会,朝読書	F, 係活動	等)
活動場所	特学				
1	日常生活の指導				
活動場所	特 学				
2	国語	算数	国語	算数	国語
活動場所	特学	特学	特学	特学	特学
3	生活単元 学習	自立	4. 注 当 二	自立	体育
活動場所		特学	生活単元 学習	特学	交流
4		音楽		体育	算数
活動場所	特学	交流	特学	交流	特学
			給食		
活動場所	特学	交流	特学	交流	特学
5	道徳	国語	算数	総合	生活単元
活動場所	交流	特学	特学	交流	生活単元
6		生単		総合	子白
活動場所		特学		交流	特学
	帰りの活動 (帰りの会)				
活動場所			特 学		

表 6 交流及び共同学習の内容と方法(例)

内 容	方 法
給食,係活動,掃除等	交流学級や特別支援 学級で一緒に活動
特定の教科(音楽,図画工作, 保健体育等)	交流学級で共に学習
興味や関心のもてる特定の単元 や題材	交流学級で共に学習
学年や交流学級が行う総合的な 学習の時間	学年又は交流学級で 共に学習
学年や交流学級の行事	学年又は交流学級の 一員として参加

交流及び共同学習は、特別支援学級の児童 生徒と通常の学級の児童生徒がそれぞれのよ さを共有し合う場である。さらに、教職員や 学校、地域が一体となって障害に対する理解、 啓発につなげる活動にもなる。活動を固定化 せず、内容の改善を図りながら、交流及び共 同学習のよさを学校内だけでなく学校外にも 発信し、円滑に進めていただきたい。

-参考文献-

- 『中教審初等中等教育分科会報告』平成24年7月
- 鹿児島市立山下小学校 前田博美教諭『鹿児島県総 合教育センター平成24年度長期研修研究報告書』
- 徳島県立総合教育センター『特別支援学級ハンドブック』」平成22年3月
- 鳥取県教育委員会『特別支援学級担任のための手引』 平成22年3月
- 文部科学省『特別支援学校小学部・中学部指導要領』 平成21年3月告示,海文堂出版
- 文部科学省『小学校学習指導要領』『中学校学習指導 要領』平成20年3月告示

(企画課)